

# フランスの少年司法制度

吉 中 信 人

## 目次

- はじめに
- 一 管轄
- 二 手続
- 三 処分
- おわりに

## はじめに

第二次大戦終了の年に産声をあげた現行フランス少年法、一九四五年二月二日のオールドナンス（以下「四五年オールドナンスという」<sup>(1)</sup>）は、戦後五〇年を経て、その思想、理念が限界に達しており、また、その処分には既に「老人」となったものもあるといった批判が、近年加えられてきた。四五年オールドナンスに不十分な点があることは、つとに指摘されてきたことではあるが、<sup>(2)</sup>「改革構想の集大成」ともいえる、一九九〇年の、所謂、少年刑法改正草案（以下「九〇年草案」という）<sup>(3)</sup>の提案の背景には、四五年オールドナンス自体の抱える問題点、さらにはフランスという国に特有な問題点と、各種の国際準則をはじめとする国際的潮流の影響という二つの動因が看取されるように思われる。後者の点

については別稿で取り上げることとし、本稿ではまず前者の点を明らかにするため、九〇年草案の趣旨が現在四五年オールドナンスにどう具体化されているかを見ながら、現行フランス少年司法の輪郭を描いてみたい。

フランスの少年司法制度については、これまでも多くの有益な文献・論稿により紹介や考察がおこなわれてきた。<sup>①</sup>本稿ではこれらの文献を踏まえつつも、これまであまり言及されてこなかった部分や、賠償の処分等の新しい動き、また、いくぶん誤解に基づくのではないかと思われる点に重心を置きつつ、制度の概観を眺めていきたい。その際にはあくまで現行制度を検討課題とし、過去の制度や沿革、また将来の動向については、最小限の言及にとどめた。というのも、ただでさえ複雑なフランス少年司法が、政権交代等に伴う刑事訴訟法その他の法律のたび重なる改正によって、直接の影響を受け、いつそう分かりづらくなっており、また「将来」の法案である九〇年草案の立ち入った検討はかえって現行制度の状態を見えにくくすることを畏れたからである。以下では管轄、手続、処分の三つに分けて順次考察を加える。

- (1) G. ステファニアニほか(澤登俊雄、新倉修訳)「フランス刑事法(犯罪学、行刑学)」(成文堂、昭六二)四一―頁によれば、同オールドナンスの主な内容は一八歳未満のすべての少年に対して是非弁別能力の審問を廃止し、またほとんどの軽罪裁判所に少年裁判所を設置し、少年裁判所を監督するために高度に専門化された少年係裁判官の制度を創設したこと等である。
- (2) Salas (D.), «Modèle tuteur ou modèle légaliste dans la justice pénale des mineurs?», Rev. sc. crim., (2), avr. - juin 1993, p. 238.
- (3) Renucci (J. -F.), «L'actualité du droit pénal français des mineurs», Rev. intern. dr. pén., Vol. 63 (1992), p. 435.
- (4) たとえば、一九八三年のマルタゲ法案が、その代表である。
- (5) 澤登俊雄編著『世界諸国の少年法制』[赤池一将]二八五頁(成文堂、一九九四)

(6) 澤登編著・前掲同書二八四頁以下(赤池)は、九〇年草案を中心に、フランス少年司法改革の動向を詳述する。四五年オールドナ  
 ンスが時代遅れとされる理由につき特に、二八四、二八五頁。

(7) たとえば、森下忠「フランスにおける犯罪少年の司法的処遇」『罪と罰』一八巻四号(一九八一)、石川良雄「フランス司法制度」  
 司法研究報告書一三巻二号(一九六二)、青柳文雄「フランスにおける犯罪少年及び虞犯少年の処遇」法学研究二八巻一一号、菅原  
 良夫「フランスの少年保護制度について」調研紀要三三号、橋偉仁「フランスにおける少年保護の展開」『罪と罰』八巻一号(一九七  
 一)、宮原三男「フランスにおける非行少年の処遇」法律論叢三三巻五号(一九六〇)、赤池一将「少年法改正に関するフランス司  
 法省草案について」高岡法学三巻二号(一九九二)ほか、以下、注において特に言及するもの等がある。

## 一 管 轄

(一) 事物管轄については、犯罪類型<sup>(8)</sup>と犯罪行為時の年齢が重要である。犯罪類型は、違警罪、軽罪および重罪、  
 の三分類で(刑法一一一条)、これに対応して裁判所が違警罪裁判所、少年裁判所および少年重罪法院、の三段階の  
 構成となっている。しかし、フランスの少年処遇においてもつとも中心的役割を果たすのは、少年係裁判官である。<sup>(9)</sup>  
 年齢については、刑事成年年齢を一八歳としており(一九〇六年四月二日の法律、下限については法律で定めていな  
 い。<sup>(10)</sup>ただ、裁判所が「少年が行為を理解し意欲した」と認定し得ない場合、その少年は対象外となる。<sup>(11)</sup>なお、一九一  
 二年七月二日の法律によって一三歳未満の少年について完全な刑事無答責を認めため、当該少年に対して教育処  
 分を命じることができるのみとなった。また、一九〇六年四月一二日の法律が刑事成年の年齢を一六歳から一八歳に  
 引き上げたことよって刑事未成年者に一六歳未満の少年と一六歳以上一八歳未満の二つのカテゴリーが設けられる  
 ことになった。<sup>(12)</sup>こうして、あわせて三つの年齢層による区分が存在することになったのである。<sup>(13)</sup>

〈一〉違警罪裁判所<sup>(14)</sup>は、少年に対して第一級ないし第四級の違警罪につき管轄を有する(四五年オールドナンス二一条)<sup>(15)(16)</sup>。このように普通法裁判所に管轄権を認めるのは、犯罪の性質を考慮するからである。少年には単に戒告または罰金を言渡すことができるにとどまり、拘禁刑を言渡すことはできない。ただし、一三歳未満のばあいは戒告の対象になり得るにすぎない(四五年オールドナンス二一条二項)。また、少年の利益のために監督処分を採用を有用であると思量するときは、裁判後に一件記録を少年係裁判官に送付することができ、少年係裁判官はその少年を保護観察制度の下におくことができる(同オールドナンス二条三項)。

〈二〉少年係裁判官<sup>(18)</sup>は、犯罪少年事件と要保護少年事件の双方について管轄を有する。犯罪少年については第五級の違警罪および軽罪について管轄を有するが、少年係裁判官が終局処分をすることができるのは、施設収容を伴わない軽い教育処分(戒告、親権者等への委託等)に限られている。要保護少年は、民事法上の概念であつて、親権を解除されていない未成年者で健康、安全、もしくは徳性が危険にさらされ、またはその教育条件が著しく害されている者である。少年係裁判官は、これらの者に対しては民法三七五条から三七五条の八までに定められた教育的援助処分を命じることができる。彼はまた、一九七五年二月一八日のデクレ以降後見を解かれた少年、または社会復帰を非常に困難だと感じている一八歳以上二一歳未満の成人に対し、本人の請求によつて司法的保護処分を単独または複合して行なうことを当事者の承諾を得て命ずることができる<sup>(20)</sup>。

〈三〉少年裁判所<sup>(23)(24)</sup>は、一八歳未満の軽罪事件および一六歳未満の重罪事件のほか、第五級違警罪について管轄を有する<sup>(25)</sup>。

〈四〉少年重罪法院<sup>(26)</sup>は、一六歳以上一八歳未満の少年が犯した重罪事件につき管轄を有する。また、国家安全法院の廃止により、国家の安全に対する重罪についても管轄を有する<sup>(27)</sup>。重罪公訴部の決定があれば一六歳以上一八歳未満

の少年の共同正犯または共犯である成人についても裁判を行なうことができる。<sup>(28)</sup>

九〇年草案は、以上のような複雑な制度を改め、原則的に違警罪は違警罪裁判所に、軽罪は少年係裁判官に、重罪は少年裁判所に、それぞれ管轄を割り当てている。<sup>(29)</sup>

(二) 土地管轄について。違警罪については、普通法上の原則に従い、違警罪が犯されもしくは確認された場所、または被害者の住所地を管轄する違警罪裁判所である。そして少年裁判所または少年重罪法院は、犯罪地または少年もしくはその両親もしくは後見人の居住地、または少年が発見された土地、または少年が一時的もしくは確定的に身柄を拘束されている土地について管轄を持つ(四五年オールドナンス三条)。少年係裁判官の土地管轄は、少年裁判所のそれと同一である。<sup>(30)</sup> なお、要保護少年については、少年の住所もしくは居所の地、または両親もしくは後見人の住所もしくは居所の地、または少年の現在地の少年係裁判官が管轄を有する。<sup>(31)</sup>

(三) 審級管轄について。ここでは、へ一、事実問題についての管轄を有する裁判所とへ二、法律問題についての管轄を有する破棄院とに対応して述べる。

へ一、少年に対する違警罪裁判所の判決ならびに少年係裁判官および少年裁判所の判決に対しては上訴法院の特別部<sup>(32)</sup>に上訴することができるが、少年係裁判官および予審判事によってとられた四五年オールドナンス一〇条四項に定める仮収容処分以外の決定について裁判権を有するのは、重罪公訴部である。<sup>(33)</sup> このことは訴追と予審の権限機関の裁判である「決定」(ordonnance)と、判決裁判所の本案についての裁判である「判決」(jugement)との違いに由来している。<sup>(34)</sup> 少年係裁判官は決定と判決の両方の裁判を行なえるので、不服申立をどこにするかも異なってくるのである。<sup>(35)</sup> 少年重罪法院の判決に対しては、普通法上の重罪法院の判決と同様に上訴することができず、もっぱら破棄院刑事部に破棄申立を行なうことができるのみである。<sup>(36)</sup> これは、重罪法院が市民による裁判という性格を持つためであるとか、<sup>(37)</sup>

またフランスでは重罪事件の裁判が重大視され、市民の権利を守るとりでのひとつとして陪審制度が採用された歴史的事情による<sup>(38)</sup>、と説明される。

(二) 破棄院<sup>(39)</sup>への破棄申立てはすべての点で一般原則に従う。破棄申立ての対象とされる判決は上訴法院の判決と少年重罪法院の判決であるが、これには再教育処分の言渡しも含まれる。検察官は、少年重罪法院が言渡した無罪の判決に対しては法律の利益のために、かつ少年に不利益を与えない限りにおいて、破棄申立てをすることができる<sup>(40)</sup>。

(8) 小島武司ほか編『フランスの裁判法制』(中央大学出版部、平三二一七八頁は、違警罪を別とするならば重罪と軽罪の区別が多くの場合、加重事由あるいは犯罪の故意、主観的要素が存在するか否かにかかっているにすぎないことを指摘し、判決が確定しないかぎり犯罪類型の変更が可能であることから被告人の防御権が侵害される危険があるとす。また、検察官または予審判事が意図的に犯罪類型を重大なものから軽いものへ変更することが実務上おこなわれているが、これは法令違反であるとしている。

(9) 中村謙「フランスの少年法制——少年係判事の役割を中心として——」四五頁(ケース研究一五八巻六号、昭五二)

(10) 平場安治『少年法』(有斐閣、新版、昭六二)三三頁は、刑事責任年齢を一三歳とするが、疑問がある。一九二二年七月二日の法律は一三歳未満の者に対する是非弁別能力の審問を廃止し、その結果論駁できない無答責の推定を受けることにはなつたが、これが少年司法運営に関する国連最低基準規則——いわゆる北京ルールズ——四条にいう「その開始年齢」と同じ意味を持ちうるかについては検討を要するものと思われる。なぜなら一三歳未満の少年といえども、四五年オールドナンスに定められた教育処分のひとつを付されるために未成年者裁判機関に出頭しなければならず、またそれは少年の犯した犯罪が帰責されるものであるか、あるいは予防の必要が明らかである場合にかぎられているにせよ、少年の帰責性(imputability)——なお帰責性は主に被告人と犯人の同一性を問うものであり、有責性(culpability)、責任(responsability)の概念とはフランス犯罪理論上区別される——を前提にしていることと変わりはなく、それゆえ一三歳未満の責任とはまぎれもなく刑事責任であるからである。そこで、九〇年草案は、その二条で刑事責任年齢を一〇歳と定め、一〇歳未満の者についてはもはや刑事訴追の対象となりえないものとし、それによりあまりに若年の子どもの刑事責任についての微妙な問題を排除することを可能ならしめた。

- (11) 恒光徹「三十年を経たフランス少年法の問題点」関西非行問題研究会編『非行克服の現場と理論』二九〇頁(三和書房、昭五六)
- (12) G・ステファニほか(澤登俊雄、新倉修訳) 前掲注(一)四一〇頁
- (13) 森下忠「フランス少年法の諸問題」『刑事政策の新展開』一四五頁(有信堂、昭四三)
- (14) G・ステファニほか(澤登佳人ほか訳)『フランス刑事法(刑事訴訟法)』(成文堂、昭五七)二四八頁によれば、違警罪裁判所は、合議制の準則に反するが、単独裁判官すなわち小審裁判所の裁判官によつて構成され、書記がこれを補佐する。
- (15) Renucci (J. - F) - Le droit pénal des mineurs. Press Universitaires de France (Que sais-je?), 1991, p. 89. によれば、九〇年草案は第五級の違警罪も含めて管轄を有するとしており、違警罪裁判所の管轄の拡大は、未成年者の違警罪は社会的不適応の問題を提出することはめつたにないという事実により正当化されるものとする。
- (16) 二〇条の一に規定される違警罪と規定していた四五年オールドナンス二一条は、一九九二年二月一六日の法律によりその文言を改正し「最初の四級の違警罪」と規定した。
- (17) G・ステファニほか(澤登佳人ほか訳) 前掲注(14)二八四頁
- (18) 平場・前掲注(10)三四頁は「少年係判事は、ほぼわが国の地方裁判所に相当する陪(大)審裁判所から三年の任期で少年問題に寄せる関心および適性を考慮して選任され、再任も可能である。少年係判事は各裁判所に一名または二名置かれ、……」(ただし、(一)内は筆者)とする。しかしながら、少年係裁判官の数については、大都市ではもつと多いようである。筆者が訪問したりヨン少年裁判所には七人分の裁判官室——それは磨りガラスで廊下と隔てられている——があつた。この七人の裁判官に、それぞれ担当する地域が割り当てられている(リヨン市内においては区による割当てである)。少年係裁判官の各部屋は同じ階にあり、少年裁判所と同じ建物の中にあるが、そこは裁判所というよりも診療所のような雰囲気であり、少年は待合場所(廊下に椅子が並べられている)で順番を待つ患者のようであつた。筆者が出会つたある少年も大変親切で、少年係裁判官による一対一の親身な処遇がみのりをあげているように感じられた。ただ、リヨン少年裁判所長で少年係裁判官のペノー氏(M. Pénard)へのインタビューによると、少年係裁判官の職務は想像を絶する激務であり、ペノー氏自身は毎日のように氏の裁判官室で朝を迎えられるとのことである。筆者は少年係裁判官の制度じたいは高く評価するものであるが現実の運用がこのような熱意のある裁判官達の献身に依存しているといった状況については、早急に解決されるべき問題であると感ずる。また、少年係裁判官の職務が激務であるにも拘らず、その社会的評価は他の司法官に比べて低いのが現実であり、そのため少年係裁判官をやりがらない若い裁判官が増え

ているのも問題であるという。

- (19) Renucci (J, -F), *supra note* (15), pp. 87-88. によれば、九〇年草案は軽罪事件についての管轄を少年係裁判官のみが持つものとする。それにより少年の軽罪事件の予審について予審判事が権限を失うことになる。つまり、軽罪の際は少年係裁判官、重罪の際は予審判事というようにはつきりと権限の境界が定められるわけである。これに伴い、少年係裁判官に罰金と権利の取り消し、制限に限り、刑罰の言渡し権限が認められている(同草案四一条)。これにつきルヌチイは九〇年草案起草者には犯罪の客観的重大性と複雑性との間に混同が見られるとして批判的である。同草案では、更に「家族への引渡し」という概念を廃止することや少年係裁判官が刑の終了や延長をも決定できる(同草案四二条) ことなどが定められている。

- (20) 平場・前掲注(10)三四頁

- (21) 中村・前掲注(9)五九頁

- (22) G・ステファニほか(澤登佳人ほか訳) 前掲注(14)四四八頁

- (23) 中村・前掲注(9)五三三、五四頁は、「少年裁判所は典型的な参審裁判所である。その構成は少年係判事を裁判長とし、二名の陪席から成る。この陪席はフランス国籍を有する三〇歳以上の男女で、少年問題に対する関心と能力の以て知られている者のうちから司法大臣が任期を四年として選任する。陪席には正陪席と補充陪席があるが、いずれも就任の際地方裁判所において『良好且つ忠実にその職務を果たし、審理の秘密を厳重に守る』旨の宣誓をする。これらの陪席が、正当の理由なくして引き続き数回の呼び出しに応じない場合、また、名譽、廉直性を害する重大な不行跡があった場合は、少年係判事または検察官の請求により、控訴院の審理により、これを解任することができる。」とする。

- (24) Bouloc (B.) - *Penologie*, Dalloz, 1991, p. 238. によれば、一九八七年六月三〇日のアレテ (arrêté) は各少年裁判所に「教育課」を創設した。その役割は、青少年の受け持つ司法官の技術的な常設の顧問たり得ることであり、公立の、そして資格を与えられて参与する各部門の補充作用を確保することであり、それは司法官に教育的処分の選択の幅を与え、投獄に代わるべきものを与えることを目的としており、さらに未成年者の緊急の一時保護を確保させることである。この課は司法官との協議のもとに組織されてくる。

- (25) Renucci (J, -F), *supra note* (15), pp. 88-89. によれば、九〇年草案は、少年裁判所の管轄を一六歳以上の重罪にも拡げる。そして一三歳以上一八歳未満の少年が犯した重罪については、二名の少年係裁判官と三名の陪席裁判官によって少年裁判所を構成する

ものとする(五四条)。しかしながら、ルヌチイは九〇年草案が少年裁判所陪席裁判官の問題について取り組まなかったことを遺憾としてゐる。つまり、陪席裁判官の役割は不明瞭であつて、彼らは少年裁判所においてしばしば孤独を感じ、またもつと司法実務に携わりたいと望んでおり、それゆゑ少年司法における彼らの影響力について再検討することが必要なのであり、またスペシャリストとしての彼らの価値を増大させるためには「補佐裁判官 (*vice-assesseurs*)」という名称も変更されなければならないのである。なお、軽罪については故意に基づく身体の完全性侵害罪、麻薬犯罪、加重盗罪についてのみが少年裁判所で扱われる(澤登編著・前掲注(5)六八頁参照)。

(26) G・ステファニほか(澤登俊雄、新倉修訳)前掲注(1)四一六頁によれば、少年重罪法院は、裁判長となる一名の上訴法院裁判官、二名の陪席裁判官(上訴法院管轄区域内の少年係裁判官の中から選任される)および九名の陪審員(重罪法院の陪審名簿から抽選で選任される)により構成される。

(27) Renucci (J.-F.), *supra note* (15), pp. 88-89. によれば、九〇年草案は、少年重罪法院を廃止し、その管轄を少年裁判所に移してゐる。

(28) 四五年オールドナンセンス九条三項によれば、このばあい成人を重罪法院、少年を少年重罪法院に起訴することも可能である。なお一六歳未満の者については、それぞれ少年裁判所と軽罪裁判所に必要的に分離される。

(29) Renucci (J.-F.), *supra note* (15), pp. 88-90.

(30) *Id.* p. 78.

(31) 森下忠「フランスにおける犯罪少年および要保護少年の処遇」『刑事政策の新展開』一八七頁(有信堂、昭四三)

(32) G・ステファニほか(澤登俊雄、新倉修訳)前掲注(1)四一六頁によれば、上訴法院特別部は三名の上訴法院裁判官で構成され、そのうちの一名が部長または報告裁判官の職務を行なうが、彼は司法大臣によつて任命された「年少者保護特任裁判官」でなければならぬ。特別部の検察官は上訴法院検事局の少年事件専門の検察官が代表するが、検察官は公判全体に立ち合う必要はない。

(33) Bouloc (B.), *supra note* (24), p. 291.

(34) 森下・前掲注(13)一五一頁参照

(35) 中村・前掲注(9)五〇頁参照

(36) G・ステファニほか(澤登俊雄、新倉修訳)前掲注(1)四一六頁

- (37) 小島ほか編・前掲注(8)一七四頁
- (38) 森下・前掲注(13)一六一頁参照
- (39) 小島ほか編(八)一七五、一七六頁によれば、破棄院は全国に一つであり、パリに置かれ、固有の秘書、書記課と司法行政課を持つ。刑事部は五人の裁判官を持つ複数の裁判官(会計検査主任検査官)で構成されている。
- (40) 森下・前掲注(13)一五九頁参照

二 手 続

まず警察段階においては、身元確認の後、警察留置が問題となる。これは、一九九三年一月四日の法律によって一三歳未満の少年に対しては認められていなかったが、一九九四年二月一日の法律は、例外的に、一〇歳以上一三歳未満の少年が少なくとも七年の拘禁刑で罰せられる重罪または軽罪を犯したまたは企てたことが推定されるに際し、重大かつそれに符合する状況証拠が存在している場合は、検察官または少年保護専門の予審判事または少年係裁判官の監督のもと、一〇時間を超えないで彼らのいずれかによって定められた期間、捜査の必要のため、あらかじめ承諾を得たうえで司法警察員の処置に委ねられ得ることを規定した(四五年オールドナンス四条I一項前段)。ただし、この警察留置は、そのいずれかの司法官の理由を付した決定に基づき、状況により少年の司法官への出頭が確保できないとき以外は少年の出頭後一〇時間を超えない時間延長され得る(同条I一項後段)。

防御権のより早い段階からの保障は一連の刑事司法改革の目玉のひとつであるが、これは少年司法にも直接的に反映している。一九九三年一月四日の法律は、一般的規定として、訴追された少年に対して弁護士を義務づけ(四五年オールドナンス第四条の第一項)、少年またはその法定代理人から弁護士を選任がない場合は共和国検事または少年

係裁判官または予審判事は職権で弁護士会会長をして弁護士を任命させる(同オールドナンス同条二項)としているが、警察段階においても、少年またはその法定代理人が弁護士を任命しない場合は、共和国検事または予審を担当する裁判官または司法警察員は、留置の開始から、職権による弁護士に任せるべく、弁護士会会長に対し手段を尽くし遅滞なく通知をしなければならぬ(同オールドナンス同条一、二項)。また、一九九三年八月二四日の法律により、少年が警察留置に付される場合は、司法警察員はその処分のことを両親もしくは後見人または少年が委託されている人もしくは機関に通知しなければならぬ(同オールドナンス同条二項)。共和国検事または予審の審問を担当する裁判官のなす決定に関して、延長について司法官が定める二四時間(または警察留置が延長の対象となり得ない場合は二二時間)を超えない時間に関して以外は、四条一の規定は、一三歳以上の少年に対しても適用され得る(同オールドナンス同条二項)。特に、少年が一六歳未満の場合は、留置の最初の段階から共和国検事または予審の審問を担当する裁判官は、刑事訴訟法第六三条の三第四項に規定する条件に従い、少年を診察する医師を任命しなければならない(同オールドナンス同条三)。一六歳未満の少年は、留置の最初の段階から、弁護士と話をすることを要求することができ、この権利は直ちに少年に対し告知されなければならないが、少年が弁護士の援助を要請しない場合は、四条二の適用に際して警察留置を通知されたときにその権利を告知されている法定代理人によってもこの要求は同様になされ得る(同オールドナンス同条四)。

一三歳以上一六歳未満の少年につき延長を認められていなかった警察留置は、一九九四年二月一日の法律によって修正を受け、五年未満の拘禁刑にあたる軽罪の場合に限られることとなった(同オールドナンス同条五)。また、共和国検事または予審を担当する裁判官への事前の面会なしにいかなる警察留置の処分も延長され得ないとしていた以前の条項は、面会するべき少年を一三歳以上としていたため、一三歳未満の警察留置が一七八九年の人および市民の権

利宣言九条に反するとした一九九三年八月一日の憲法院の判断に調和させるべく、一九九四年二月一日の法律によって「一三歳以上」の文言が削られた(同オールドナンス同条V二項)。

なお、刑事訴訟法三九三条から三九六条に規定された現行犯の手続きまたは即時召喚の措置は、少年に対しては適用されない(同オールドナンス五条二項)。

さて、フランスにおいて少年事件の先議権を持つのは、検察官である<sup>42</sup>。検察官は最初に事件の取り調べを行い、その結果事件が軽微でかつ少年の危険性も大きくないときは起訴便宜主義に基づいて不起訴処分を付することができる<sup>43</sup>。起訴するばあいでも、第一級から第四級の違警罪のときを除いては、予審を要する<sup>44</sup>。軽罪のときは共和国検事は、その事件を自己の選択に従い請求の方法によって少年係裁判官に、または予審開始の請求によって予審判事に送致する。事件の処理が困難でないときは原則として少年係裁判官に送致される<sup>45</sup>。重罪のときは、共和国検事は必ず予審審問の開始を要求しなければならず(四五年オールドナンス五条一項)、少年が一三歳未満のばあいでも事件を予審判事に送致しなければならぬ<sup>46</sup>。予審判事または少年係裁判官は、少年の両親もしくは後見人または少年が委託されている人もしくは機関に、少年が対象となっている訴追について通知する。この通知は、訴訟記録に欄外署名をなして口頭で、または書留郵便でなされ、少年が問責されている事実と法律上の罪科について言及する。また、ここでも同様に、少年またはその法定代理人から弁護士を選択がなければ、予審判事または少年係裁判官が職権で弁護士会会長をして弁護士を任命させることを、詳しく説明する(同オールドナンス一〇条一項)<sup>47</sup>。さらに、一九九三年一月四日の法律により、初回の出頭時に、職権で任命された弁護士に対し少年またはその法定代理人が選任も要請もしなければ、少年係裁判官または予審判事は、職権で即時に弁護士会会長をして弁護士を任命させ係属させる(同オールドナンス一〇条二項)ことになった。

少年係裁判官は、予審終了後、刑事に関しては檢察官に訴訟記録を閲覧させた後、次の決定を行なう。<sup>(48)</sup>

① 少年を收容処分または刑事制裁に付すべきであると思料するときは、決定をもって少年を少年裁判所へ移送する。

② 第一級ないし第四級の違警罪については、少年を違警罪裁判所に移送する。

③ 予審の補充が必要な場合は、<sup>(49)</sup>決定をもって少年を予審事に移送する。

④ 少年係裁判官は、評議部として判決によつて直接裁判をすることができる(少年の放免、叱責または両親もしくは後見人もしくは監護者へ引渡し)。その場合、同時に少年を保護観察制度のもとにおくことができる。

⑤ 少年係裁判官は、裁定を下すまえに少年の人格をもつと明確に知るのに必要な、一つまたは複数の試験期間を設定するために、一時的に保護観察に付す決定を下すことができる。

予審判事に送致されたばあい、その予審判事は、予審を終えると、共和国検事の請求に基づき予審終結の決定を下す。その決定には、次のものがある。<sup>(50)</sup>

① 免訴の決定。

② 第一級ないし第四級の違警罪について、違警罪裁判所への移送決定。

③ 一六歳未満の少年による第五級の違警罪、軽罪および重罪について少年係裁判官または少年裁判所への移送決定。

④ 一六歳以上の少年が犯した重罪について、検事長への訴訟書類の移送決定。

検事長に送致された重罪事件は、上訴法院公訴部の審理に移る。この場合、上訴法院の重罪公訴部は、必ず年少者保護特任裁判官を構成員に含んでいる。重罪については、成人同様予審判事による審理と公訴部による審理という二

段階の予審を経なければ少年重罪法院の裁判に付することはできない。また、公訴部の起訴決定があつてはじめて、それまでの被疑者 (la personne mise en examen)<sup>(51)</sup> から重罪被告人 (l'accusé)<sup>(52)</sup> となる。

なお、少年裁判所および少年重罪法院における審理は非公開であり、証人、近親者、後見人、少年の法定代理人、弁護士、少年保護施設の代表者等を除いては出席を禁じられており、弁論の報道は禁止され、判決の報道も制限されている。少年裁判所では少年の利益のためには少年の出頭を免除することができるが、この場合には、弁護士または父母もしくは後見人が少年を代理することになる。<sup>(53)</sup>

九〇年草案は、手続的保障に配慮している<sup>(54)</sup>。たとえば手続過程における親権行使の場面をより多く認めることや、全ての手続段階に少年の防御権を促進すること等である。国家は家庭の機能低下といった場合に補充的にのみ介入するべきであつて、少年の安全、健康、道徳を守るための第一次権限はその両親が持つべきであるとする。また、九〇年草案五二条は、少年が被疑者となつている事件が予審開始のときから一年以内に送致されなければ、少年裁判所はその少年に対しいかなる刑事制裁も科すことはできないものとする。

(41) Le Monde, jeudi 19 août 1993.

(42) Remucci (J.-F), supra note (15), p. 86. によれば、九〇年草案は少年司法における検察官の役割を強化するという。たとえば、三八条において共和国検事は、軽罪事件で調査が終わると(一)一条から一五条、少年係裁判官のもとに出頭させるべく少年を呼び出すことができると定めている。すなわち、刑事訴訟法三八九条から三九一条までが適用できることになるわけである。また検事は司法警察員をして少年を召喚させ、または予審を開始することもできる(草案理由書一四頁)。これらの処置は少年検察活動の強化についての配慮、とりわけ現在弱められている手続きの方向づけについての検察の役割を強化するという配慮を示すものであるという。ルヌチイの指摘するように、非行予防においても検察官の役割は重視されるべきであるし、少年に対する後見的、指導的

機能の再評価は今後必要になってくるとは思われる。この背景にあるのは、フランス刑事手続一般におけるイギリス好み(anglophie)——特にイギリスにおける公正モデルの影響——の傾向である。具体的には一九八九年にイタリアにおいて実現されたように、捜査権限を検察官に委ね、予審判事を廃止する方向である。これに伴い防御権はより早い段階、逮捕時から保障されることになる(小島ほか編・前掲注(8)一九〇頁参照)。

(43) 森下・前掲注(13)一四八頁

(44) 中村・前掲注(9)四七頁

(45) 森下・前掲注(13)一四九頁

(46) 森下・前掲同書一四九、一五〇頁

(47) この部分につき、一九九三年八月二四日の法律は、一九五一年五月二四日法の文言を若干改正し、また戦災孤児に関する規定を削っている。

(48) G・ステファニほか(澤登俊雄、新倉修訳)前掲注(1)四二二頁

(49) 森下・前掲注(13)一五一、一五二頁は、重罪を構成するように見えるときのほか、軽罪であってもその取り調べが特に困難かつ複雑であるとき、少年に成人の共同正犯者または共犯者があるときおよび共和国検事が成人の共同正犯者または共犯者に対して取り調べのために予審請求をしたとき、を挙げる。

(50) G・ステファニほか(澤登俊雄、新倉修訳)前掲注(1)四二四頁

(51) すでに、一九九二年のサパン法案は従来の子審制度維持を前提として、無罪推定原則を保障するために“*inculpation*”の概念を廃止し、防御権行使の開始時と予審判事による訴追事実の通告時との二段階に分ける手続きを提唱し、それぞれ「審査手続」(*la mise en examen*)、「訴追手続」(*la mise en cause*)という局面を設けていた。「審査手続」においては、手続の初めから防御権が発生し、「訴追手続」においてはじめて予審判事が犯罪を構成する訴追事実の存在を承認する「*voies*」なる(*voir*: *Le Monde*, jeudi 27 février 1992)。

(52) 中村・前掲注(9)四九頁参照

(53) 平場・前掲注(10)三五頁

(54) *Renucci* (J, -F), *supra note* (15), pp. 90-92. ただルヌチイは、草案の意図を評価しながらも、制度的保障が十分でないこと、ま

たあまりに硬直すぎる制度は目下の実務に様々の不都合をもたらすことを指摘する。実務における司法官の果たす役割はなお重要であり、従来のフランス制度の長所を損なわないように、現実の実務との関係の中で理念の追求が望まれる。イギリス流公正モデルの無批判な導入は、フランス少年司法に存在する諸問題の構造的な解決にはつながらないと思われる。

### 三 処 分

ここでは、(一) 処遇決定前の予備的措置と(二) 処分、とに分けて考察する。

#### (一) 処分決定前の予備的措置

これには、(一) 一時保護、(二) 勾留、(三) 司法監督処分、(四) 観察、そして、(五) 奉仕または賠償の活動もしくは処分、がある。以下順に述べる。

(一) 少年が犯罪を犯したばあい、または道徳的もしくは物質的に危険な環境の中で生活しているばあいには、まず当該少年を家族のもとに置いておくかそれとも少年の利益のために私人の家または適切な施設に收容する処分を命じる必要があるかを決定しなければならぬ。このため一時保護の措置は、犯罪少年に対しては四五年オールドナンス一〇条に、非犯罪少年に対しては「仮の保護処分」として民法三七五条の三および三七五条の四に、それぞれ定められている。

(二) 勾留がとりわけ少年に対しては危険な措置であることはこれまでも認識されており、実際、少年の勾留は例外として行なわれてきたが、四五年オールドナンス旧一一条は一三歳未満の少年と一三歳以上の少年を区別し、重罪の場合に予審判事の理由を付した決定により一三歳未満の少年といえども拘置所に仮收容できる旨規定していた。と

ころが一九八七年一月三〇日の法律は二二条でこれを改め、一三歳未満の少年についてはすべての場合に、一六歳未満の少年については軽罪事件につき、勾留を廃止することとした。<sup>(89)</sup>この規定は四五年オールドナンス一一条一項に組み込まれたが、同項はまた、いずれの場合でも少年は特別区画に、特別区画がなければ特別の部屋に勾留され、できるかぎり夜間は独居とされなければならない旨規定している。また、四五年オールドナンス五条の適用があるときは、監督教育課は少年の勾留による収容または勾留延長についてのすべての請求や決定の前に義務的に相談を受けなければならぬ(一九九三年八月二四日の法律によって修正された四五年オールドナンス一二条二項)。そして、一九八九年七月六日の法律はいつそう勾留手続を制限した。その一八条は、不良行為、不良行動のために、既にとられていた教育処分が効果が無いと分かったときにその少年を勾留することを裁判官に認める、拘留所収容の決定を廃止することを規定したのである。<sup>(90)</sup>

軽罪事件の場合、<sup>(91)</sup>科される刑が七年の拘禁を超えるものでないときは、一六歳以上の少年の勾留は一月を超えることはできない。<sup>(92)</sup>この勾留は期間満了時には例外的に、刑事訴訟法一四五条一項に従って理由を付し、また同法同条四項に従ってなされた決定をもって一月を超えない期間の延長が可能であるが、これは一回に限られている(四五年オールドナンス一一条四項)。科される刑が七年を超えるときは刑事訴訟法一四五条の一が適用される。ただし、延長については一四五条四項の規定に従ってなされねばならない。これは、四月の勾留で四月ごとに延長が可能だが通算で一年を超えることはできない(同オールドナンス同条五項等)。

重罪事件の場合、<sup>(93)</sup>一三歳以上一六歳未満の少年についての勾留は六月を超えることができない。<sup>(94)</sup>期間の満了時には、例外的に、六月を超えない期間、刑事訴訟法第一四五条の一第四項の規定に従って付された決定をもって、そして決定の根拠となる法と事実の考慮についての文面を備えて、延長され得る。延長は一回限りである(同オールドナンス同条

六項)。少年が一六歳以上のときは、刑事訴訟法一四五条の二の規定が適用される。すなわち、最初の勾留期間は一年である。ただし、この場合でも通算二年を超えて勾留を延長することはできない。

このようにして、少年を勾留に付し、ばあいによりこれを延長していくことは、成人に対するよりも一層厳しくなった。実際、少年に対する勾留は減少しつづけており、一九八〇年に六〇八七人を記録して以来減り続け、一九八九年には二二七二人を記録していた。特に一六歳未満については、一九八〇年に一六三人だったのが一九八九年では一七〇人になっていたのであり、年少少年に対する勾留が差し控えられているのがよくわかる。

なお、一九九三年一月四日の法律によって少年の勾留決定およびその延長の決定を担当することになっていた少年勾留審査部についての規定であった、四五年オールドナンス一条二項と三項は、一九九三年八月二四日の法律によって削られた。これにより、勾留決定は従前どおり少年係裁判官および予審判事によって担われることになった。

〈三〉司法監督処分は、一九七〇年七月一七日の法律によって、予審判事に、被疑者の純粹かつ單純な自由と、彼の拘禁との間に中間項を提供する目的で創設された<sup>(66)</sup>。そして、その一九条によって、普通法の規則に従い四五年オールドナンス一条を条件として少年に対しても適用可能となった(四五年オールドナンス八条三項)。司法監督処分は成人については、勾留を減少させるということにねらいがあったが<sup>(68)</sup>、少年については勾留に対する代替処分とはならないとされる<sup>(69)</sup>。むしろ問題は、実務においていかにすれば司法監督処分を勾留と四五年オールドナンス一条に定める仮の保護の処分との間に位置づけることができるかである。実務においては、現実にはこの処分はほとんど用いられていない。その理由は、少年に対しては教育処分が原則であり、本案決定以前にも多くの教育的措置がとり得るのであって、こうした「おどし」ともいえる処分——義務の不遵守に対する制裁を刑事訴訟法一四一条の二が定める——を敢えてとる必要もなくまたとるべきでないからである<sup>(70)</sup>。この威嚇的作用を共通にするためか、「事前執行猶予」(pre-probation)

と言われるほどに、司法監督処分<sup>(72)</sup>の制度はしばしば保護観察付き執行猶予 (sursis avec mise à l'épreuve) の制度に近いものと考えられてきた。しかし司法監督処分と、再社会化のための他の処分(少年に対する試験的保護観察、成人有罪者に対する保護観察付き執行猶予、仮釈放、滞在禁止)とを類似のものに見ることに困難があることは通説とされている。<sup>(73)</sup> というのも、無罪推定を受け、また将来の手續きの際に法律的に無罪であることが確認されるかもしれない被疑者に対し、有罪と認定された者に対してと同じ再社会化のための処分の性質を考えることはできないからである。司法監督処分は予審のために必要な処分として理解されるのである。<sup>(74)</sup>

〔四〕 観察の法的根拠として最も重要なのは、四五年オールドナンス八条一項の「少年係裁判官は真実の表明に、そして少年の人格の認識に至るため、また少年の再教育にとって適切な手段のために有用なすべての請求や調査を實行する」という規定である。<sup>(75)</sup> この総則的規定のもとに、同条五項が「少年係裁判官は医療検査、そして必要があれば医学・心理学検査を命じる。彼は、万一の場合は一時保護センター又は観察センターへの少年の収容を決定する」とし、またオールドナンス一〇条五項が「少年の身体的または精神的状態が深めた観察を正当化するものと思料されるときは、少年を司法大臣によって設立又は認可された観察センターへ一時収容することを、彼ら〔少年係裁判官と予審判事〕は、命じることができ(但し「」内は筆者)と規定する。<sup>(76)</sup> そして道徳的に危険な状態にある少年に対する観察が、任意のものとして民事訴訟法一一八三条に規定されている。観察を実施するセンターには、公立のものとして私立のものがある。公立のセンターは、司法省の青少年司法保護局に所属し、私立のセンターは、少年保護団体が設立し国の助成を受けている。これに加え、少年係裁判官の処置を実施するより簡易な施設である教育的指導と活動センター (centre d'orientation et d'action éducative = COAE)<sup>(77)</sup> があり、「教育的指導相談所」および「教育活動の家」を含んでいる。そして、一九八七年六月三〇日のアレテは各少年裁判所に教育課 (service éducatif = SEAT) を付設し、とき

おり緊急の宿泊に対処しなければならぬ司法官の活動を容易にした。<sup>(81)</sup>

観察には、施設内のものと社会内のものがあるが、現在では社会内観察が中心である。<sup>(82)</sup> 施設内観察については、一九五〇年七月二〇日のアレテが、その目的、そしてそれを達成するための制度につき詳しく定めている。<sup>(83)</sup> 社会内観察の手段において最も主要なものは、四五年オールドナンス八条四項に定める「社会調査」であつて、少年裁判所における社会福祉課、観察センターのソーシャルワーカー、またはその他のソーシャルワーカーがこれを行なう。<sup>(84)</sup> しかしながら、社会内観察は、とりわけ、専門家の多い教育的指導相談所で行なわれ、それで十分でないときは社会内観察課がこれを行なう。<sup>(85)</sup>

〈五〉一九九三年一月四日の法律により、四五年オールドナンス一二条の一が新設され、フランス少年司法にも第三の刑事制裁モデルとしての「刑事和解」<sup>(86)</sup>の考え方が導入されることとなった。それは、まず一項で総則的規定を設け、手続のあらゆる段階で、被害者に対する賠償または団体の利益への奉仕活動を、少年の承諾を条件として司法官が提案できることになっている。予審以前の段階では共和国検事が、予審段階では予審を担当する裁判官が、それぞれ少年と親権を行使する後見人の双方の承諾を得て命じる(四五年オールドナンス第一二条の一第二項、第三項)。この処分の実際の適用については、青少年保護の公共機関、またはデクレに定められた条件に従つてそのための資格を与えられた法人に属する人もしくは施設もしくは部局、に委託されることができ、決定によつて定められた期間の満了時には、この処分の実際の適用を任せられた部局または人は、この奉仕または賠償の、処分または活動を命じた司法官に対し報告書を提出する(同オールドナンス同条五項)。なお、判決段階の同処分については、後述する。

## (二) 処 分

処分は、形式的にはこれを民事処分と刑事処分とに分けて考えることができるが、フランスの少年処遇において両

者の境界は次第に不明確なものになってきており、今後もこのような区別の仕方に固執すべきかどうかについては検討の余地もあるが、フランスにおいても、刑事処分は犯罪の証明があり、かついかなる犯罪不成立事由も存在しないときに科されるものであって、必ずしも犯罪の成立を要しない民事処分とはいぜん異なるのであるから、本稿においてもこの区別に従って述べる。<sup>90</sup>

へフランスの少年刑事手続を語るうえにおいて、民事処分、特に教育的援助処分 (mesure d'assistance éducative)<sup>91</sup>の問題を避けて通るわけにはいかない。というのもフランスでは、とりわけ少年処遇において刑事処分と民事処分との連携プレーが重要な役割を果たしており、特にそれは教育的援助処分との関係において顕著だからである。現行の教育的援助処分は、一九五八年一月二三日のオールドナンスによって規定された教育処分 (mesure d'éducation)<sup>92</sup>が、親権に関する一九七〇年六月四日の法律によって民法三七五条から三七五条の八までの中に規制されたものであり、民事法上の概念である要保護少年に対するものであるが、犯罪少年が要保護少年の要件を満たすときは犯罪少年に対しても適用可能であり、刑罰との併科も可能である。<sup>93</sup>フランス少年処遇論においては、非行少年とはしばしば保護を要する少年であり、同時に社会の被害者でもあるとする考え方から、少年の「保護という理念」(l'idée de protection)から少年手続を一本化すべしだとする思考が近時有力であり、実務においても、非行を契機として少年係裁判官のまえに出頭した少年に対し、少年係裁判官が職権で、並行して教育的援助処分の一件書類を作成する「二重書類」(double dossier)の実務が次第に一般化しており、学説からもこれは推奨されている。<sup>94</sup>同じ裁判官が民事の両方に介入することとは、少年手続統合への動きを確認し際立たせるものであるからである。<sup>95</sup>

さて、処分を言い渡すのは少年係裁判官であるが、彼が要保護少年の事件を担当するのは要保護少年がやがて犯罪少年となる可能性が大きいという理由によるのではなくて、むしろ少年係裁判官が少年の福祉保障の擁護者的

性格を持つものとして考えられていることによる。<sup>(96)</sup> 少年係裁判官に係属を請求するのは、両親、またはそのうちのどちらか、または保護者もしくは後見人もしくは少年自身、または検察官であつて、少年係裁判官は例外的に職権でこれを係属させることになる(民法三七五条一項)。教育的援助処分はわが国の眞犯のように「非行」の面から捉えられているわけではなく、未成年者保護の面から捉えられるもので、むしろわが国の児童福祉法における児童福祉保障の原理と相通するものがある。<sup>(98)</sup> 従つて親権(民法三七五条の七)を全面的または部分的に失墜させる処分では決してなく、また両親に対する制裁でもない。それはただ、少年の利益と両立しない場合に、監督によつて親権行使の統制をおこなうにすぎないのである。<sup>(99)</sup> しかしながら、その処遇内容は犯罪少年に対する再教育処分と、実質的にはいちじるしく類似している。<sup>(100)</sup> ここには、処遇は犯罪者の違反行為に従つてというよりもむしろ犯罪者の社会的背景に従つて選ばれるので、犯罪者と放任された少年とは同じ処遇がふさわしいとするイギリスにおける福祉モデルの思想につながるものを見ることが出来る。<sup>(101)</sup>

△刑事処分には①再教育処分、②奉仕または賠償の活動または処分、③保護観察処分、そして④刑罰、がある。このうち、再教育処分は、いつでも一八歳未満の犯罪少年にとつて「通常の形態」(the *mode normal*)である。従つて、刑罰は例外的な処分となる。<sup>(102)</sup> 奉仕または賠償の活動または処分と保護観察処分は再教育処分の中にも列挙されていない特殊な性格を持つ処分である。また、司法的保護処分は、基本的には成人に対する保護処分であるが、再教育処分の延長線上に考えられる処分であつて、刑事処分的性質を持つので、ここでとりあげることにする。

① 一三歳未満の犯罪少年に対する再教育処分は、四五年オールドナンス一五条に定められている。それによれば、次のものがある。

(a) 両親、後見人、少年を監督する者または信頼できる人への引渡し。

- (b) 教育または職業訓練のための資格を有する公立私立の機関や施設への収容。
- (c) 資格を有する医療施設または教育医療施設への収容。
- (d) 児童福祉機関への引渡し。
- (e) 学齢期の犯罪少年に適した寄宿舎（教護院）への収容。

同オールドナンス一六条は一三歳以上の少年につき再教育処分を定めるが、両者の違いは次の二点である。すなわち、一三歳未満の者が寄宿舎（教護院）に収容されるのに対し、一三歳以上の者は少年院（公立の監督教育施設）に収容されること、そして一三歳未満の者が収容され得る児童福祉機関へは、一三歳以上の者は医学的治療を行なうとき、少年が孤児であるとき、両親が親権を喪失したときに限って収容され得ること（四五年オールドナンス一七条二項）である。<sup>(10)</sup> この一六条の再教育処分は刑罰ではないが、上訴法院は最初の裁判官によって宣告された刑罰をこの再教育処分で代替することができる。<sup>(11)</sup>

再教育処分は、犯罪少年が成人年齢（一八歳）に達すると終了してしまふ。そこで一九七五年二月一八日のデクレ以来、少年係裁判官は後見を解かれた未成年者、または社会復帰を非常に困難だと感じている一八歳から二一歳までの成人の要求があれば、当事者の承諾を得て、彼に対し単独または複数の司法的保護処分の続行または適用を命じることができる。それらは、相談のサーヴィスによる観察、開放的環境における教育活動、特別施設への継続滞在や新規加入であり、一時保護、観察、教育または職業教育を確保しているのである。<sup>(12)</sup> 少年に対する場合も、四五年オールドナンス一六条の一によつて一六歳以上の少年の五年を超えない司法的保護処分の言渡しを可能としている。このとき言渡すのは少年裁判所と少年重罪法院であるが、同条三項によつて少年係裁判官はいつでもこの処分を変更し、または終了させることができると解されている。<sup>(13)</sup> いずれにせよ、少年が四五年オールドナ

ンス一六条によって定められた施設に收容されたときには、利害関係者が延長請求をするのでなければ、その收容は成年に達したときに必ず終了する(四五年オールドナンス第一六条の第一四項)ことに注意するべきである。

- ② 奉仕または賠償の活動または処分が判決によって宣告されるときは、裁判機関は、少年と親権を行使する後見人について事前の観察を行なう(四五年オールドナンス第一二条の第一四項)。実際の適用等、その他の規定は処分決定前の予備的措置の箇所所述べたところと同じである。この活動または処分は、九〇年草案、また国連「子どもの権利条約」や「非行少年に対する社会的対応に関するヨーロッパ勧告」でもとりあげられ、少年自身にとってもわかり易く、自らの行なった行為の意味を知る機会を得て責任感の涵養にもなるとして、かねてより推奨されてきたものである。四五年オールドナンスに規定されたこの活動および処分は、ドイツ少年裁判所法一〇条七号に定められるような「被害者と和解するように努めること」といった和解についての明確な規定を欠いており、まだ調停(médiation)と呼べるまでの段階には至っていないが、九〇年草案の趣旨をいち早く取り入れたものとして評価に値する。ところで、こうした刑事和解のモデルは「第三の刑事制裁モデル」であるとか(注(86)参照)、「少年刑法のあたらしい潮流」などと、しばしば評されるが、刑事における和解の考え方は公刑罰の確立以前のものであって、古きものが再び注目されるようになったというのが本当ではないであろうか。すでに十二表法の時代には刑事紛争の解決は加害者と被害者の和解によるのが原則であり、被害者は贖罪金を受け取ることににより報復を放棄しなければならなかったという<sup>(10)</sup>。またフェューデに代わる紛争解決手段として新たに考えられたのが当事者間の和解による解決方法であったとも言われる<sup>(11)</sup>。いずれにせよ、今後の実証的データの検討、そして歴史的かつ理論的検討<sup>(12)</sup>が期待されるモデルである。

- ③ フランスの少年保護観察制度は、再教育処分のカタログの中には入らないが、広義の教育処分のひとつとされ

る刑事処分である。この処分は他の処分と組み合わせられて重層的に用いられるという特徴を持ち、その結果満期釈放後にも保護観察を可能とし、比較法的にも注目すべき制度とされている<sup>(10)</sup>。したがって、この処分は、処分不併科原則の唯一の例外をなすことになる。ただ、少年に対する教育的効果ということを考えると教育的援助処分のほうが優れており、またそれは理論的にも民事処分であるため併科に無理がなく、「二重書類」実務の活用により係属にも問題がないことから、現在では保護観察は教育的援助処分にとって代わられつつある<sup>(11)</sup>。しかし、このような重層的性格に特徴づけられるフランス制度の独自性については、わが国を含めた外国の少年司法のあり方を考える際に、大いに参考になるものと思われる<sup>(12)</sup>。なお、一九九三年一月四日の法律により、四五年オールドナンス八条最終項に「審査手続にある少年に關し」という文言が挿入された。これにより試験的保護観察における無罪推定の原則も確認された。

④ 少年に対する刑罰の適用については、一九九二年二月一六日の法律により、かなりの修正が加えられた。刑の言渡しは、諸般の事情および犯罪者の人格に照らして必要であると思料されるときは、四五年オールドナンス二〇条の二から二〇条の五までの規定に従って一三歳以上の少年に対してなされ得る(四五年オールドナンス二条二項)。ただし、少年裁判所はその刑の選択について特別の理由を付した後でなければ、執行猶予が付くと付かないとに拘らず拘禁刑を宣告することはできない(同オールドナンス同条三項)。第五級の違警罪については、全てのばあいにつき四五年オールドナンス九条から一九条までが適用される(同オールドナンス二〇条の一)。少年裁判所および少年重罪法院は一三歳以上の少年に対し、科されるべき刑の二分の一を超えて自由剝脱の刑を宣告し得ない。科されるべき刑が無期懲役であれば、懲役二〇年を超える刑は宣告され得ない(同オールドナンス第二〇条の二第一項)。ただし、少年が一六歳以上であれば、少年裁判所および少年重罪法院は、例外的に、事件の事情と少年の人格を考慮

に入れて、第二〇条の第二一項の刑の軽減<sup>(1)</sup>の規定を適用する余地がない旨の決定をすることができるとしている。この決定を少年裁判所がなすには、特に理由を付した決定によらなければならない(同オールドナンス同条二項)。また、保安期間に関する刑法一三二―二三条の規定は少年に対しては適用されない。拘禁はコンセイユ・デタのデクレによつて定められた条件に基づき、少年に対しても適用可能である(同オールドナンス同条三項と四項)。この二項の規定(刑の軽減の排除)が適用されない限り、少年裁判所および少年重罪法院は、一三歳以上の少年に対し科されるべき罰金の二分の一または五万フランを超える総額の罰金を宣告することはできない(同オールドナンス二〇条の三)。

フランス領の滞在禁止刑と刑法一三一―二五条から一三一―三五条に規定された刑は少年に対しては適用できない(同オールドナンス二〇条の四)。さらに公益作業に関する刑法一三一―二二条から一三一―二四条の規定は一六歳以上一八歳未満の少年に適用可能である。同様に彼らに対して、公益作業を達成するための義務が付いた執行猶予に関する刑法一三二―五四条から一三二―五七条の規定も適用可能である(同オールドナンス第二〇条の五第一項)。

これに関し、刑法一三一―二二条から一三二―五七条に規定された刑罰適用裁判官の権限は、少年係裁判官に帰属する。刑法一三一―八条から一三二―五四条の適用に際しては、公益作業は少年に対して調整を施され、かつ教育に良い性格、または青少年受刑者の社会復帰を促進する性質のものを提供しなければならない(同オールドナンス同条二項)。そして、少年に対してなされた有罪判決から、いかなる禁止、剝奪、資格制限も当然には起こり得ない(同オールドナンス二〇条の六)。

なお、軽減事情(circonstances atténuantes)と少年に対する刑の軽減(diminution de peine)とが競合する場合は、刑の軽減を考慮する前に軽減事情の結果を考慮すべきである<sup>(2)</sup>とされる。また、再犯との関係では教育処分<sup>(3)</sup>の適用は再犯とは看なされず、再犯と少年に対する刑の軽減が競合するときは、再犯の効果がまず最初に検討されることに

なる。<sup>(18)</sup>

九〇年草案は処分についても、たとえば、未成年者減輕宥恕(刑の軽減)が理由を付した決定によって一六歳以上の重罪事件につき排除され得るのは少年処遇の特殊性を等閑視するものだとして、あらたな、興味深い提案を規定している。<sup>(19)</sup>

(55) G・ステファニアほか(澤登俊雄、新倉修訳)前掲注(1)四二四頁

(56) 少年係裁判官または予審判事は、「審査手続にある」少年を次の者または機関に一時的に委託することができる。①両親もしくは後見人または監護を行なっていた者および委託するにふさわしい人②一時保護センター③一時保護のための権限を付与された公立私立の施設の一時保護部門④児童福祉課または救護施設⑤国公立の教育、職業訓練、療養の施設または機関(一九九三年一月四日の法律によって修正された四五年オールドナンス一〇条四項)。

(57) これらの仮の保護処分は、犯罪少年に対して適用されるものとたいへん似ており、それらと同様に行政処分ではなくて司法処分である(Boulloc (B.), supra note (24), p. 280)。

(58) G・ステファニアほか(澤登俊雄、新倉修訳)前掲注(1)四二六頁等

(59) Renucci (J.-F.), supra note (15), p. 97.

(60) Id. p. 98.

(61) Boulloc (B.), supra note (24), p. 281.

(62) 澤登編・前掲注(5)二六四頁は、「一六歳未満の少年については……」とするが、これは「一六歳以上」の誤植と思われる。

(63) Boulloc (B.), supra note (15), p. 97.

(64) 破産院刑事部判決一九九〇年五月三二日(Crim. 22 mai 1990, D. 1990, p. 456)は、重罪で訴追されている一三歳から一六歳までの少年に拘禁の可能性があることは、人権と基本的自由の保障に関するヨーロッパ協定に反しないとされた。これについてルヌチイは、この処分が限定されかつ例外的であるとして、好意的である。

- (65) フランス司法省の統計による。なお、勾留の減少とは逆に、刑罰としての拘禁人員は増加傾向にあることに注意すべきである(一九八八年で既に六〇〇〇人を超えている)。
- (66) *Rassat (M, -I), -Procédure pénale, Presses Universitaires de France, 1990, p. 524.*
- (67) *Boulloc (B), supra note (15), p. 282.* 以下同様。この規定の仕方からすると少年が勾留に付され得る処分に限られることになり、それは軽罪で訴追されている一六歳未満の少年を排除することになるだろうという。となると重罪で訴追されている一三歳未満の少年も当然排除されることになるであろうか。
- (68) *Rassat (M, -I), supra note (66), p. 524.* しかし実務はむしろ、被疑者の監視のためにこの処分を多く使うことになった。
- (69) *Renucci (J, -F), -Enfance délinquante et enfance en danger, éd du CNRS, 1990, p. 144.* ルヌチは司法監督処分は現実の少年司法に適うものではなく、義務不遵守のために收容処分の追加的理由になるといふ様相すら呈していると指摘する。
- (70) G・ステファニほか(澤登俊雄、新倉修訳) 前掲注(一)四二八頁
- (71) リヨン少年裁判所の少年係裁判官で、リヨン大審裁判所の副所長でもあられる(一九九二年当時)ペノー氏(Jean-Jacques Penaud)へのインタヴューによる。なお氏は「chantage」また「menace」という表現を用いた。
- (72) G・ステファニほか(澤登佳人ほか訳) 前掲注(14)三九六頁
- (73) *Rassat (M, -I), supra note (66), p. 528.*
- (74) *Ibid.* のように司法監督処分は、もともと社会治安的側面を有する成人に対しての処分であり、そのため普通法——刑事訴訟法——が基本的に適用されるのであって、教育的効果はほとんど期待できない。従って少年処遇において積極的に用いられるべき処分とは思われないが、勾留を避けるためには有用であるので成人の場合以上に援助的側面を強調したうえで慎重に運用されるべきである。
- (75) *Renucci (J, -I), supra note (15), p. 99.* によれば、この八条一項の定める調査(investigations)は医療検査、医学・心理学検査によって補われる社会調査のごとく軽罪事件に関しては現在義務的と解されているが、九〇年草案はこれを改めて任意のものとするという。その理由は「この手の調査の型にはまった性質が常に少年非行の特質に適合するものとは限らず、とりわけ少年が機会犯人にすぎないときはそうであるから」としている。
- (76) この条文の原文は「Le juge des enfants ordonnera」また「Il décidera」となり、この「Le juge des enfants pourra

ordonner] あるとは「Il pourra décider」となっているわけではないのであるから、ルヌチイの指摘するように(前掲注(75)参照)これは義務的とみるのが自然である。しかも、Boulloc (B.), supra note (24), p. 282. によれば「peut décider」としており、この本の前身である『Criminologie et Science Penitentiaire [Stéfani, Levasseur, Jambu-Merlin], p. 720. もまた然りであり、さらに同書の四版とその翻訳である前掲注(一)四二八頁も「命ずることができるとして」であるのであって、疑問がある。

(77) このページの原文は「ils pourront ordonner」となっており、明らかに八条の規定の仕方と異なっている。

(78) G・ステファニほか(澤登俊雄、新倉修訳)前掲注(一)四二八頁

(79) Boulloc (B.), supra note (24), p. 298. によれば、監督教育局——以前公立センターはここに所属していた——は非犯罪青少年に関する役割のゆえに名称変更の必要が明らかになり、一九九〇年二月二二日のデクレで「青少年司法保護局」となった。青少年司法保護局はただ犯罪少年の再教育だけでなく、道徳的に危険な状態にある要保護少年の保護をも引き受けるので、名称変更により法律的にも管轄の拡大を伴うこととなった。

(80) Id. p. 283. によれば、一九九〇年に一三六のCOAEが存在していた。

(81) Ibid. なお、教育課は、青少年司法保護局の県事務局に帰属している。

(82) Ibid.

(83) G・ステファニほか(澤登俊雄、新倉修訳)前掲注(一)四二九、四三〇、四三二頁参照。

(84) G・ステファニほか(澤登俊雄、新倉修訳)前掲同書四三二頁

(85) Boulloc (B.), supra note (24), p. 284.

(86) 加藤久雄『ボーダレス時代の刑事政策』一三二頁以下参照(有斐閣、平七)

(87) 普通(一般)法の場面においても、フランスには付帯私訴(action civile)の制度があり、犯罪によって直接生じた損害を自ら受けた被害者は、刑事裁判所に対し犯罪によって生じた損害の賠償を求めて訴えを提起することができるが、現在では刑事裁判所が扱う事件における民事上の争点は六〇%にも上るといわれる(小島ほか編、前掲注(8)一五七頁)。このような制度のもとでは、処分の性質を峻別して考えることにはさして実益が無いのかも知れない。

(88) ドイツのT.O.Aモデルも同様であるが、フランスにおいても調停(mediation)あるいは賠償(reparation)といった方策を採り入れるに及んで、こうした処分が刑事処分となされるものでありながら、内容的にはかなり民事的性質を持つものであるという

ことができるのではないだろうか。

(89) 森下・前掲注(13)一六五頁参照

(90) 処遇を受ける側の少年の立場からすると、それが民事処分であれ刑事処分であれ、本人の保護、社会復帰に重要な役割を果たすか否かが問題なのであり、この違いを云々することはあまり有益な議論とはならないと思われる。少年処遇は少年の利益、権利保護という観点から検討されるべきで、少年側の視点を欠落させた処遇論は国家の側からのみの処遇論を招来し、いきおい権威的なものになりがちであることには注意しなければならない。この点、フランスの少年処遇は、民事、刑事という枠を超えて少年の福祉の増進、権利保護に意欲的であるように見える。フランスにおいては、非行少年と要保護少年との本質的な区別は維持しつつも、青少年の司法的保護の統一かつ自律的なシステムの確立という方向に大きく動いている [voir: Renucci (J., -F), supra note (69), pp. 137-140.]。また、ルヌチの少年刑法の著書 [Renucci (J., -F), supra note (15)] などでも「少年、犯罪の被害者」という章と「少年非行の遂行者」という章に二分されており、犯罪被害者としての少年についての考察を第一に持ってきているのであって、少年を処遇論における主体として見るといふ視点がよく示されている。少年が困難な状況にあるという事態は民事的にも刑事的にも起こり得るのであるから、少年を主体として見ると、これらは一つに統合されるとするのは自然な発想であると思われる。

(91) 教育的援助処分の詳しい内容については、山本和彦「フランス司法見聞録」(17)二七頁参照(判例時報、一四五七号)

(92) Bouloc (B), supra note (24), p. 263.

(93) 森下・前掲注(13)一八七頁参照

(94) 吉中信人「フランスの少年保護観察制度」——保護観察の形態に関する研究序説(二)——七四頁(一橋研究第一九巻第二号、平六)

(95) Renucci (J., -F), supra note (3), p. 439.

(96) 森下・前掲注(13)一九二頁

(97) 中村・前掲注(9)六九頁

(98) 森下・前掲注(31)一九一頁

(99) Bouloc (B), supra note (24), p. 306.

(100) 教育的援助処分の具体的処遇内容については、中村・前掲注(9)五九頁以下に詳しい。

- (101) D. P. Farrington, 'England and Wales' at 72. in WESTERN SYSTEM OF JUVENILE JUSTICE, edited by Malcom Klein, Beverly Hills, 1983.
- (102) Renucci (J, -F), supra note (15), p. 107.
- (103) Boulloc (B.), supra note (24), p. 302.
- (104) Crim. 11 juin 1953, Bull. crim. n° 202.
- (105) 澤登編著・前掲注(5)二九八頁は、司法的保護処分は保護観察の一形態として規定され、その枠内において理解されてきたとする。しかし、司法的保護処分 (mesure de protection judiciaire) と保護観察処分 (mesure de la liberté surveillée) は、成り立ちが全く異なる処分である。
- (106) Boulloc (B.), supra note (24), p. 288.
- (107) G・ステフマンほか (澤登俊雄、新倉修訳) 前掲注(1)四三六頁
- (108) ただし、実務では少年係裁判官の主導のもと、調停 (mediation) は、古くからおこなわれており、今更声を大にして言うほどのものでもないという。そして少年係裁判官と教育課の調停活動は美りをあげており、たとえば、一九九一年のローヌ県では教育的措置をとられた少年のうち約五〇%が被害者との和解に成功している (STATISTIQUES ANNUELLES 1991, S. E. A. T., LYON)。
- (109) Renucci (J, -F), supra note (15), p. 6.
- (110) 上田信太郎「ドイツ私人訴追手続の沿革と私訴犯罪について」四三頁 (一橋研究第一七巻第二号、平四)
- (111) 上田・前掲同書四六頁
- (112) たとえば、当事者同士が和解すれば国家としての刑罰権が解消してしまうのだとすると、終局的には民事の問題に帰着してしまうのではなからうか。この場合、刑罰の一般予防効果は捨棄されてしまうことになる。刑法理論的に考えても犯罪の成立と刑罰とが密接不可分のものであるとすると、犯罪成立の可否判断時には被害者の承諾が得られていないことは勿論であるから、犯罪の被害に対する事後的な承諾があったからといってそれが国家の刑罰発動を阻止し得ることになるのだろうか。ドイツ刑法学にいう要罰性 (Strafbedürftigkeit) を欠くが、国家が調停に乗り出すことが保安処分の一態様なのであり、従って刑事処分である、とも考え得るが、観念的にすぎ、むしろ実質的には個人的法益についての非犯罪化が進み、実質的に民事処分化していると言えるのではないだろうか。

- (113) 森下忠『刑事政策の論点Ⅱ』六三頁(成文堂、平六)
- (114) 澤登編著・前掲注(5)二九七頁によれば、保護観察は現在、教育処分を中心を形成するとある。しかし、保護観察処分の適用は近時減少傾向にある。
- (115) 吉中・前掲注(94)七〇頁等参照
- (116) 四五年オールドナンス二〇条一項二号の文言変更で、「減軽宥恕」(l'excuse atténuante)は「刑の軽減」(la diminution de peine)という現代的な表現に改められた。
- (117) Renucci (J. -F), supra note (15), p. 108.
- (118) Ibid.
- (119) Id. pp. 108-112.によれば、まず刑罰の領域では、少年に対する刑の宣告はいつそう例外とされ、刑宣告の決定は義務的に理由を付さなければならぬ。また少年に対する特別の法律(新少年法のこと——筆者注)によって規定された刑罰だけが適用可能で、たとえ刑法に新しい刑が導入されても、その特別法に明確な例外規定があるとき以外は、それを少年に適用することはできない。公益作業の刑は維持され、また裁判機関は拘禁刑を宣告するが、これは軽罪事件において一六歳未満の者には禁止され、軽罪事件につき三年、重罪事件につき一〇年の上限が定められている。教育処分の領域では、教育活動の欠くべからざる構成部分として賠償の義務が定められているが、これは既に四五年オールドナンスに取り入れられた。また、多大な発展を遂げてきた教育処分は、四五年オールドナンスでとられている施設内処遇と社会内処遇の区別が現実の状況にもはや適合していないため、青少年司法保護制度(le régime de la protection judiciaire de la jeunesse)という、ひとつの新しい制度に統合されることになる(九〇年草案五六条参照)。そして、その制度に属する保護、援助、監督、賠償、教育、といった処分を未成年者裁判機関は、個々の少年の状況に応じて柔軟に付することができるようになる。教育活動の継続性、少年の行動発達に応じた臨機の処分事後変更によって四五年オールドナンスの硬直的制度を脱却し一層の個別化がはかられることになる。また、少年が収容されている場合に、裁判所および少年係裁判官は、両親または親権を行使する後見人のもとを訪問し宿泊する権利の行使についての様式を決定するべきことを規定している。

## おわりに

ある国の法制度を理解し、あるべき姿を追求しようとする場合、その国のもつ法制度の特異性をまず十分に理解することが必要である。そして次に国際的な準則等が示す現代的到達点の角度からその国の法制度を見直すべきである。この順序は決して逆転されるべきものではない。つまり、もともとあるべき司法制度が国を超えたレベルで事実存在していたわけではなく、あるべき司法制度のモデルは、それぞれに差異をもつ複数の国々の経験と理論にことごとく裏打ちされたものであるからである。そこから育まれた普遍的なルールを世界各国の制度の指針とすることは、十分に意義のあることである。しかしそこから、世界のあらゆる国の司法制度が同一のものになるということは導けない。文化、歴史、民族、宗教、言語、経済等のあらゆる差異を超えて共通する一個の普遍的な制度が存在するというのは幻想にすぎない。現代の地球は、それぞれに差異化された法制度を持つ国々の集合体なのである。であるとすれば、これを研究する司法制度論はまずその差異にこそ意を致すべきである。これは司法制度論の持つ学問的性質に基づく。つまり、「日本の物理学」とか「フランスの物理学」、「アメリカの物理学」といったところであまり意味をなさないが、「日本の刑事司法」とか「フランスの刑事司法」、「アメリカの刑事司法」ということには十分に意味があるのである。そしてその上で共通のルールで全体を括るべきだと思われる。「国際的には」という文句で始まる意見が、ある国の法制度の持つ長所を——それを認識したうえであればまだ良いが——一方的に排斥してしまわないためには、その国の社会、歴史、文化等に対する深い理解が不可欠なのである。

本稿では、全く不十分乍ら、フランス少年司法の輪郭を描くことでその特質を炙りだそうと試みてみた。このなか

で明らかになったフランス的な特徴は、四つの四五年オールドナンスの基本原則のうちでもとりわけ少年司法の専門化ということに求められるのではないかと思われる。具体的には、少年係裁判官制度の高度の専門性という事実には、フランス制度の特質が集約されているのである。そして少年係裁判官の特徴は少年処遇に対する①継続性、②非公式性、そして③多様性、に求めることができる。

まず、継続性は、少年係裁判官が係属から処分の執行に至るまで、少年の面倒を見続けるということである。四五年オールドナンスの理念は少年のことをよく知るだけでなく、これを再教育することであった。そのためには、手続の各段階で少年に相對する人間が分断されてしまったのでは、行為に対する責任を問う普通法の原理と変わりがなくなり、少年の人格把握は達成されない。そこで少年を收容処分または刑事処分に付すべきであると思料した場合でさえ、少年裁判所における裁判長となつて引き続き少年に関わつていくのである。このことに関し、一九九三年三月、フランス上訴法院は当該事件の予審を担当した少年係裁判官が少年裁判所の裁判長となることは、独立公正な裁判を規定したヨーロッパ人権条約六条一項に違反すると判示した<sup>10)</sup>。この判決は、少年処遇における専門性の優位を堅持してきたフランスの伝統に大きな衝撃を与えた。しかし、同年四月、被告人の年齢や再教育の利益を考慮して、専門化された同じ裁判官が手続の異なつた段階で介入することは、少年が独立公正な裁判の利益を受けることの障害とはならないとして、破棄院によつてこの判断は否定された<sup>11)</sup>。専門性と公平性の調和点が、フランスにおいてはヨーロッパ人権基準よりも専門性のほうに多く傾いているのである。

次に非公式性であるが、これについては、真実の発見と少年の人格の把握に至るために四五年オールドナンス八条二項に「非公式審査」の方法が規定されている。この非公式性は少年係裁判官と少年とのラポール形成に不可欠なもので、これにより少年係裁判官と少年との親密な人間対人間の関係が育まれることになる。しかしこの性質は、少年の

権利保障ということ考えた場合、危険な方向に行きがちである。最近の四五年オールドナンスの改正、とりわけ一九九三年一月四日の法律によるものはこのような文脈から理解され得る。フランスではこの非公式性は「後見モデル」(modele tutelaire)の見地から支援される。アングロサクソン流の「法定モデル」(modele legaliste)は、法律一点張りで融通がきかないものとして退けられてきたのである。しかし四五年オールドナンスがこれまで少年の権利保護の問題について不十分であったことは否めない。フランスではおもに「少年の権利」(droit des mineurs)ということよりも「少年の司法」(justice des mineurs)という文脈で少年処遇が論じられていた。<sup>(24)</sup>現在では、非公式性のなかにも少年の権利保障のための規定をおき、調和がはかられている。

多様性とは、少年係裁判官が幅広い措置・処分を権限を持っていることであるが、とりわけフランス制度に特徴的なことは、この裁判官が民事処分をも付することができるという点である。すでに述べたように「二重書類」の実務は定着しており、教育的援助処分を犯罪少年に対してさえ重層的に付することができる。また、近年導入された、賠償に関する処分は、民刑事処分の近密性をいっそう促進するものである。少年手続を少年保護の理念のもとに一本化するべしとする近年のフランス少年司法の思考は、すでに少年係裁判官の制度そのものの中にその着想を見ることができらる。

フランスの少年司法においては、結局、一九九三年一月四日の法律に顕著にあらわれたような、法定モデルに依拠し専門性を犠牲にして公平性を採るようなシステムは定着しなかった。それは、直截に政権交代のせいとばかりは言えない。それは、フランスにおける裁判の歴史と伝統、そしてフランス社会の特徴から切り離しては考えられないことなのではなからうか。フランスの裁判には糾問手続の伝統がある。わが国においては、これは「糾問」という訳語のせいもあるだろうが、常に悪の親玉のように考えられている。しかし物事には常に表と裏があり、糾問主義には長

所も全くないということではない。フランスの、少年係裁判官を中心にした少年手続は、被疑者・被告人の権利を弱めることになるようなこれまでの糾問主義と違い、独特の「後見的探求主義」(inquisitoire tutelaire)とでも言うべきスタイルを形成してきたと評価できるのではなからうか。<sup>(120)</sup>そして少年の逸脱行動に対して比較的寛容な伝統を持つフランス社会は、訴追官と少年とが互いに権利を守られ、主張しながら「対立」する構造よりも、「ぼくの判事さん」と言われるまでに慕われた少年係裁判官が付する社会内処遇を、少年をとりまく社会の一員として、あたたかく見守るほうを選ぶのかも知れない。

(120) 澤登編著・前掲注(5)二八四頁は、少年司法の専門化、刑罰に対する教育的処分の優位、未成年者に対する減輕的宥恕、そして処分の個別化を挙げる。

(121) Gaz. Pal. 19-20 mars 1993 p. 16.

(122) Crim. 7 avr. 1993.

(123) Salas (D), supra note (2), p. 238. なお、このモデル論の対立構造を「キリスに於ける justice model」と welfare model」と welfare model」の対立に結びつけるのは早計である。たとえば、サラがフランス語にも同様に存在する justice」という名詞を使わずに legaliste」を使っているのは、後者の持つ否定的なニュアンスを考慮に入れてのことかも知れない。tutelaire」と welfare」に対応するフランス語ではない。スイスの少年裁判所裁判官ツェルマッテン (J. Zernatten) は、modale «protections」と modele «justice」という用語を使用する (Cf. Id. n. 12 p. 247)。

(124) Ibid.

(125) Id. p. 241.

(126) 山本・前掲注(91)二八頁(注八)参照